

甲賀市子育て支援センター条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

「こどもまんなか社会」実現に向けて、一時預かり保育及び病児・病後児保育の使用料を物価高騰による保護者の負担を考慮し、当分の間、市内の方については無料とします。また、水口子育て支援センターの新築に伴う移転及び病児・病後児保育事業を民間により実施するため、甲賀市子育て支援センター条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 水口子育て支援センターの位置（所在地）を改めることとします。

【第2条関係】

(2) 事業内容から病児・病後児保育を除くこととします。

【第3条関係】

(3) 病児・病後児保育を実施しないため所要の改正を行うこととします。

【第7条から第10条まで関係】

(4) 一時預かり保育及び病児・病後児保育の使用料を当分の間、本市の区域内に住所を有する者については無料とします。

【制定付則第3項関係】

(5) 水口子育て支援センターの利用時間について改めることとします。

【別表第1関係】

(6) 病児・病後児保育を実施しないため別表を改めることとします。

【別表第2及び別表第3関係】

(7) この条例は、令和6年10月1日から施行します。ただし、使用料の特例に係る付則の改正部分は、令和6年7月1日から施行します。

【改正付則関係】

3 その他

- (1) 10月以降の病児・病後児保育事業の実施については、民間事業者による補助事業として実施します。
- (2) 現水口子育て支援センターの解体及び民間事業者による病児・病後児保育事業の実施に係る関連予算については、当初予算において措置済みです。